

Q1. 申請者情報(申請者 ID、パスワード)の登録は必要ですか。

A1. 申請者情報は登録せずに、電子申請が可能です。

Q2. 「保育の必要性を確認できる書類」はスマートフォンで撮影した画像を添付してもいいですか。

A2. スマートフォンで撮影した画像でも構いませんが、審査時に内容が読み取れない場合は、再提出をお願いする場合があります。

【添付書類によくある不備】

- ・添付ファイルにパスワードが設定されている。
- ・撮影角度や照度により、画像が不鮮明・ぼやけている。
- ・必要な情報が撮影範囲から見切れている。

Q3. 「保育の必要性を確認できる書類」が複数枚あるのですが、1枚しか添付できません。

A3. 保護者1人につき「保育の必要性を確認できる書類」が複数枚にわたる場合は、書類をまとめて1つのPDFファイルにさせていただくか、あるいは、お手数ですが再度電子申請をしていただき、必須項目を入力の上、ファイルを添付してください。

Q4. 「到達番号」と「問合せ番号」を控えるのを忘れました。

A4. 「到達番号」は、ご入力いただいたメールアドレス宛てに届いている「東京共同電子申請・届出サービスからのお知らせ(到達通知)」でご確認ください。「問合せ番号」は、申し込み完了直後の画面に一度だけ表示される番号のため、画面を閉じってしまうと再確認ができません。補正指示があった場合や、状況確認をする場合は「問合せ番号」が必要になりますので、保育課へお問い合わせください。児童氏名・生年月日・「到達番号」を確認させていただいた上で、「問合せ番号」をお伝えいたします。

Q5. 兄弟姉妹で幼稚園と保育園に通っている場合、それぞれ電子申請が必要ですか。

A5. それぞれ申請する必要はありません。世帯で1回ご申請ください。

Q6. 電子申請の利用規約に同意しない場合は、どうしたらいいですか。

A6. 電子申請はご利用いただけません。紙でご提出ください。

Q7. 「現況届兼家庭状況調査書(ピンク色の用紙)」を添付する場所がありません。

A7. 電子申請で提出する場合、「現況届兼家庭状況調査書(ピンク色の用紙)」は添付不要です。必要事項を電子申請で入力してください。

Q8. 在園児童の生年月日が、2019年(平成31年)4月2日以降の日付しか入力できません。現在5歳児クラスに在籍している児童が入力できませんが、どうしたらいいですか。

A8. 今回の現況調査は、令和7年度継続利用のための調査です。現在5歳児クラスに在籍しているお子様は、令和6年度末に卒園のため本調査の対象外です。現在0歳児から4歳児クラスに在籍しているお子様のみご記入ください。

Q9. ひとり親の場合は、父(または母)の分の「保育の必要性を確認できる書類」だけを添付すればいいですか。

A9. 父母それぞれ「保育の必要性を確認できる書類」が必要です。父(または母)の「保育の必要性を確認できる書類」に加えて、母(または父)の不存在(ひとり親)であることを証明する書類を提出してください。

Q10. 申し込みが完了し、「到達番号」と「問合せ番号」が表示されましたが、「東京共同電子申請・届出サービスからのお知らせ(到達通知)」が届きません。

A10. システムから自動送信する到達通知メールが15分以上経っても届かない場合、入力されたメールアドレスが誤っているか、ドメイン指定受信・拒否設定をされている可能性があります。「到達番号」と「問合せ番号」により照会を行い、申し込み内容を確認してください。

Q11. 紙で提出しましたが、「保育の必要性を確認できる書類」を後から提出する場合、電子申請から提出してもいいですか。

A11. 追加書類のみ後から電子申請で提出していただくことも可能です。電子申請入力フォームから再度必須項目を入力の上、ファイルを添付してください。

Q12. 入力に誤りがあったことに後から気づいたが、訂正することはできますか。

A12. 申し込み完了した内容については、後から訂正することができません。入力に誤りがあった場合は、保育課へお申し出ください。

なお、ご入力いただいたメールアドレス宛てに、「日野市保育課より現況調査に関するお知らせ(補正指示通知)」が届いた場合は、指示通り訂正をお願いいたします。

Q13. 電子申請で申し込みが完了したが、「保育の必要性を確認できる書類」の原本(就労証明書等)は破棄してもよいですか。

A13. 審査時に内容が読み取れない場合は、再提出をお願いする場合があります。審査完了後、ご入力いただいたメールアドレス宛てに、「日野市保育課より現況調査に関するお知らせ(審査結果登録通知)」が届くまでは、お手元に保管しておくようお願いいたします。

Q14. 電子申請後、家庭状況が変わった場合(転職、退職、出産、転居、その他変更が生じた場合)は、どうしたらいいですか。

A14. 電子申請ではなく、「教育・保育給付兼施設等利用給付認定 家庭状況変更届」に必要書類を添付して保育課へご提出ください(郵送可)。必要な手続きは日野市ホームページよりご確認ください。

日野市 HP>子育て・教育>保育園と幼稚園>保育園への入園>入所後の手続きについて
<https://www.city.hino.lg.jp/kosodate/hoikuen/nyuen/1024902.html>



Q15. 電子申請で申し込みが完了したが、「日野市保育課より現況調査に関するお知らせ(審査結果登録通知)」が届きません。

A15. 申請受付後、審査完了まで 1～2ヵ月ほどお時間がかかります。また、補正指示の対応をされていない場合は、審査が完了されません。補正指示通知が届いていないかご確認をお願いいたします。